

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 9 月 2 日 (月) 午後 2 時～2 時 50 分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 欠 席	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏

書記 坂本 修一

光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

(1) 農地改良届出書について 1 件

5. 議 事

議案第 14 号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について 2 件

議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件

議案第 16 号 農地あっせん申出について 1 件

6. その他

秋の農作業賃金について

事務局長	令和 6 年度第 5 回の総会を開催いたします。本総会は元々先週の木曜日 29 日の予定でしたが、台風の影響に伴い急遽延期をした訳でございますけれども、皆様参加していただいております。本日の総会は農業委員さんでは出口委員さんがお休みで、推進委員さんでは田中委員さん、福島委員さん、福田委員さんとなっております。前回の総会の時に申し上げておりましたが 8 月付けの人事異動で本場が異動になりまして代わりに光増が新規採用ということで入っておりますので少しだけ自己紹介をお願いします。 8 月より新規採用でこちらの方になりました光増と申します。よろしくお願いします。 それでは議長よろしくお願いします。
議長	皆さん、こんにちは。先ほど局長から話があったように急遽延期ということで、この総会を 9 月になりましたけれども、8 月の総会を今日ということでギリギリにしまして、本来ならもう少し早く判断できればよかったんですけど、ご存知の通り非常に変な台風でなかなか決定しづらくて、出来ればその日に終わりたいなという欲もありながらどうしようかと、また会場の都合もありましてギリギリになったことをお詫び申し上げます。そういうことで 9 月ではありますけど只今から 8 月期の総会を始めたいと思います。よろしくお願いします。 それでは 3 番の議事録署名委員の指名についてということで 8 番の西田委員それから 9 番の入江委員の方をお願いしたいと思います。 4 番の報告事項の農地改良届出書についてということで事務局より説明をお願いします。
事務局	農地改良が 1 件出ております。東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告します。 場所が瀬戸郷の 1093-1、登記地目も現況地目も田んぼです。面積が 1,041 m²、名義人は大村の方です。改良の目的なんですけど深田となっている箇所を埋め立てるためとなっています。近隣の農地の方からの同意をもって来られております。場所が次のページを開いて、国道 34 号の八反田セブンイレブンから大村方向に行って海月食堂という飲食店がありまして、そこのさらに奥に入って行って高速道路の高架下の所になります。この埋め立てなんですけど、1,092 の田んぼと同じ高さにするというのでした。こちらが町の水道課の発注工事に出ていた泥をここの田んぼに入れるということで 8 月の総会と泥が出るタイミングが合わないということで先に泥を入れたいということで申出がありまして 7 月 30 日に会長と事務局坂本と地元委員の林田さん、渡邊さんと立会をしまして確認をしていただいております。地図から申請内容をつけておりましてページを振ってなかったんで分かりにくいんですけど、写真も付けております。写真を見れば少しイメージが分かるんじゃないかと思います。35 cm から 40 cm 程埋め立てるという内容でした。説明は以上になります。

議長	はい、ありがとうございました。この件に関しまして事務局が言った通りに事前に現地調査を行っております。地元委員の林田委員さんそれから渡邊推進委員さんも同行していただきまして、審議していただいておりますので何か林田さん、補足とかありましたらお願いしたいと思いますけど。
林田委員	5 番の林田です。事務局から言われた通りに、この土地は深田で機械を入れたら沈んでしまうという事がありまして、私も一回行ったんですけどとにかく田植え機が沈むようなかたちになっていました。それに機械を入れにくいなと思っていましたけど、たまたまこういうお話があつて現状を確認しました。丁度高速のすぐ真下になるんですけど特に周囲は問題は無く、隣にハウスが建っているんですけどそのハウスは閉じてあります。特に問題は無いと思います。
議長	はい、ありがとうございます。渡邊さん何かありますか。
渡邊委員	渡邊ですけど、別に何も問題は無いと思いますけど、隣との境界線をしっかりしといてくれればと言いいました。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。実際町の工事の泥が出るというので慌てて現地確認へ行ったわけですけど盛土としても 35 cm か 40 cm ということで、実際茶畑をする時は改植届はいりませんというレベルではあります。境界線とかをしっかりと確認していただければということで進めていきます。この件に関しまして何かご質問とかありましたら受けますけど、無いようでしたら進んでいいでしょうか。 はい、ありがとうございます。そしたら議事の方に入りたいと思います。 議案第 14 号農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで事務局より説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画案について審議を求めます。権利種別が賃借権設定になります。場所は千綿宿郷の 1,494 登記地目が畑、現況地目が樹園地、面積が 3,920 m²です。2 件あるんですけど同じ 1 枚の茶畑なんですけど筆が 2 筆に分かれていることで、次も続けて説明をします。もう 1 件が千綿宿 1,496 借りる方は先ほどと同じ方になります。場所が写真を出しています。広域農道から登って行って赤木池のすぐ近くの農地になります。2 つとも同じ方が借りられるということになっています。簡単なんですけど以上です。
議長	はい、ありがとうございました。内容につきましては継続契約ということで特に問題はないと思いますけど、この件に関しましてご質問とかご意見とかありましたらお願いしたいと思いますけど。何もないようでしたら採決に入らせてもらってよろしいでしょうか。中間管理事業の申請番号 14 番は 2 つありますけど 2 つ同時に行きたいと

事務局	思いますけど、この件に関しまして問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせて行きたいと思います。続きまして議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてということで事務局より説明をお願いします。 農地法第 5 条になります。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。1 件出ています。場所が三根郷の 2, 826-4、登記地目が田んぼ現況地目が畑です。面積が 280 m²、譲受人の方は佐世保の方です。転用になります。こちらは令和 6 年の 2 月の総会で農振農用地の除外があった個所です。場所が次のページなんですけど、大楠駐在所のすぐ隣になります。こちらは住宅を建てるために転用を行います。この地図では 1 筆の土地なんですけど、これは住宅を建てることを分筆しての転用になります。今日の午前中に事務局と地元委員と推進委員の方で前平さん、松葉さん、森計人さんと西田さんと事務局長と議長とで現地確認を行いまして、住宅の排水を裏の用悪水路に流すということでした。後もう一件確認で出たのが残りの半分の土地が農地として残りますので、その住宅にする土地と農地との境界を明確にしとくようにと委員さんから意見が出ました。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今日ですね、説明通り現地確認を行っております。地元の森委員さん、西田委員さん出席していただいていますけど、何かご質問とか補足とかありましたらお願いします。
森計人委員	7 番の森です。今朝も、会長と事務局、私と松葉さん、前平さん、西田さんとで現地確認ということでさせていただきました。隣が駐在となっていて農地ということで境界のところにはブロックでしてあります。また反対側の農地の方ですね、まだ残りますのでそこらへんもして欲しいという要望と、後ろに排水路があるんですが、同じ高さで溝も何も無い状態だったんで、写真の手前に用悪水路で町の土地になってますが、同じ高さで今畑みたいになっているんですね、本当は溝がいいんだろうと思うんですが、無かったんでその辺が町としてどうなるとかはっきりわかりませんが、その辺のことだけですね、後は土地は造成してということだったんで迷惑がかからないようにということでお願いをしてきました。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。西田委員さん何か、それか地元委員さんの松葉委員さん、前平委員さん何かありましたらお願いします。今説明があった通り分かりづらい所があると思いますがこの申請地の真後ろまでは土地と高さが一緒に駐在所の後ろからはちゃんと水路があるという事でとりあえずパイプとかで向こうに出すという話だったんですけど、もうちょっと建設課あたりと確認をして、境界立会をしたそうなんですけど、水路の関係についてはもう一回質問をしてみたいと思います。今説

	明した通りなんですけどその他の委員さんからまた質問とかありましたらお願いしたいと思いますけど、元々土地の所有者が残る土地の部分も今度転用する部分も同じ所有者なんでトラブルになるということがないと思うんですけど委員さんが言われた通り境界だけはしっかりしてくれと伝えておりますので大丈夫かなと思っております。意見が無いようでしたら採決に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。それでは、議案第 15 号の農地法第 5 条の規定による許可申請についてとのことで賛成の方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数ということで県の方に進達したいと思います。続きまして議案第 16 号農地あっせん申出についてということで事務局より説明をお願いします。
事務局	下記のとおりあっせんの申し出がありましたので審議願います。場所が駄地郷の高峰になります。991-1、1002、112-1、1012-2、1012-3、1013-1、1013-2、1013-3 の 8 筆合計で 6,634 m²でありまして申出をされた方が福岡にお住まいの方になります。希望区分としては売買又は貸借を希望されております。あっせんを今回出した理由なんですけど前耕作者が高齢で耕作が出来なくなったので返されるということでした。今の貸し借りなんですけど個人間の契約のみでしたので農地台帳には記録がありませんでした。売買の場合は要相談でした。貸借の場合は米 30 kg の 5 袋でした。次のページに航空写真を載せてあります。広域農道より山側になります。高峰公民館のすぐ近くの農地が 8 筆固まってあります。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。この件に関しましては地元の委員さんが接触していましたので説明をしていただきます。
渡邊委員	渡邊です。会長さんから話がありましたように、あっせんが出てたのでまだ米を作っていると思っていたんですが、今日また確認に行ったら本人さんも来ていまして、そして私も高齢だからあちらこちらと作るのをやめようかなと言うお話がありまして、後契約が 2 年ぐらいまだ残っているというお話がありました。その方のお話では周りの方が作っているので、そこの方にあっせんというかそういうかたちで作ってみたいかっという事でしたけど、貸主さんの方でそっちの方であっせんしたらどうかと、そしたら何か断られたということとお話を聞きました。もし何かあったらその辺のことであっせんを進めて行こうかと、周りの方に進めて行こうかと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。まだ作っておられるということで早めに決まればいいですけど、また後を見て行きながら話を進めていただければ大丈夫かなと思いますので、そういうことで特段地元委員さんの方にお任せできればと思っておりますので、それでよろしいですか。

	はい、そういうことでもし万が一決まらなかった時には地域を広げながら探していかなければと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。 それでは、議事は以上です。 6 その他 秋の農作業賃金について 省略
--	--

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

8 番

9 番